

公 告

令和7年度職員定期健康診断業務委託について、競争見積合わせにより受託者の選定を行うので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和7年5月8日

焼津市長 中野 弘道

記

1 競争見積合わせに付する事項等

- (1) 業務名 令和7年度職員定期健康診断業務委託
- (2) 業務内容 別紙「職員定期健康診断業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和7年9月30日まで
- (4) 実施場所 焼津市役所本庁舎（焼津市本町二丁目16番32号）及び大井川庁舎（焼津市宗高900番地）
詳細については、別紙仕様書に定める

2 受託する者に必要な資格要件

次に定める入札参加資格要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 法人税（個人事業主の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 焼津市が課するすべての税の滞納がないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員で亡くなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 次の条件を満たすものであること。

ア 令和4年4月以降に、公益財団法人日本医師会の臨床検査精度管理調査に2年以上継続して参加した実績があり、当該調査評価に「D」がない者又は当該調査の参加項目修正点が85点以上の者。

イ 令和2年4月以降に国、地方公共団体又は500人以上の従業員がいる民間企業を対象とした健康診断（定期健康診断および特殊健康診断）の受託実績があること。

ウ 巡回検診車等が確保でき、当市が指定する健診会場に出向き健診を実施できること。

エ 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、一つ以上の認証を受けていること。

オ 焼津市、藤枝市又は島田市内に設置又は管理運営する健診施設、検査施設を有していること。

3 参加資格確認申請

本件、競争見積合わせに参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 公告日の翌日から令和7年5月15日（木）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分

(2) 申請方法 (4)(5)提出書類に規定する書類を各1部持参により提出すること。郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。

(3) 提出場所 焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎4階
焼津市総務部人事課職員厚生担当
電話:054-626-2146

(4) 提出書類1

① 参加表明書

② 誓約書

なお、様式については、焼津市ホームページに掲載する。

(5) 提出書類2

次の書類を各1部提出すること。ただし、本件申請時に、焼津市に競争入札参加資格の登録を有する者は、①～⑤の書類提出を不要とする。

① 商業・法人登記の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの。

写し可)

② 終了した直近の事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し可)

- ③ 納税証明書（発行日より3か月以内のもの。写し可）
 - ア 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について、未納の税額がないことを証明するもの（税務署様式その3又はその3の3。写し可）
 - イ 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明する完納証明書（写し可）
 - ・納税対象がない場合は提出を要しない。
 - ・証明書入手にあたっては、次の要領を参照のうえ請求を行うこと。
焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）7(2)提出書類
- ④ 代表者印の印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの。写し可）
- ⑤ 使用印鑑届兼委任状（焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）様式3号）
- ⑥ 会社要覧（任意提出）
 - ・事業内容を要約したもので様式を問わない。
- ⑦ 公益財団法人日本医師会による臨床検査精度管理調査結果（調査結果の直近2年分）
- ⑧ 令和2年4月以降に受託した健診の実施状況や実績がわかるもの。
- ⑨ 情報セキュリティマネジメントシステム等の規格の認証を受けていることを証明するもの
- ⑩ 焼津市、藤枝市又は島田市内に設置又は管理する検査施設、健診施設を有していることを証明するもの
- ⑪ 参加資格申請提出書類チェックリスト（役務）

(6) 提出書類の扱い

- ① 作成費用は、申請者の負担とする。
- ② 申請者に無断で他の用途に使用しない。
- ③ 返却しない。
- ④ 公表しない。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、誓約書、資料の差し替え及び再提出は認めない。

4 参加資格の確認結果

- (1) 参加資格の確認の結果は、令和7年5月20日（火）までに参加資格確認通知書によりファクシミリにて通知する。
- (2) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。
 - ① 受付期限 令和7年5月21日（水）
午前8時30分～午後5時15分
 - ② 受付場所 焼津市本町二丁目16番32号
焼津市総務部人事課職員厚生担当
ファクシミリ：054-626-2185
 - ③ 回答 令和7年5月22日（木）までにファクシミリにて行う。

5 仕様書・申請書等の入手方法

- (1) 掲載期間 公告日の翌日から令和7年5月23日（金）まで
- (2) 入手方法 次の焼津市ホームページからダウンロードにより入手すること。

<http://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/info/proposal/info-00031kensin.html>

6 仕様書等に関する質問等

- (1) 受付期間 公告日の翌日から令和7年5月21日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 受付方法 ファクシミリにて受け付ける（様式自由）。
- (3) 送信先 焼津市総務部人事課職員厚生担当
ファクシミリ:054-626-2185
- (4) 回答方法 受付した質問に対する回答は、令和7年5月23日（金）までに次の焼津市ホームページに掲載する。

<http://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/info/proposal/info-00031kensin.html>

7 委託料の支払い等

- (1) 委託料の算出
本件は複数単価契約とする。委託料の算出は、各実績数量に各契約単価を乗じた金額の合計金額に健康診断実施時点における消費税及び地方消費税に係る率を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 部分払 無
- (4) 支払い 業務履行確認後、請求を受けた日から30日以内に受託業者の指定口座へ振り込むこととする。

8 見積書の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月29日（木）午後4時00分
- (2) 提出場所 焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎4階 人事課
- (3) 見積書及び見積内訳書の提出

見積書提出に際し、各項目の見積単価と別紙仕様書に規定する各項目の予定数量を乗じて得た金額を記載した見積内訳書の提出を求めます。

見積書に記載する金額は、見積内訳書に記載された各項目の見積単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の総額（消費税及び地方消費税を含まない額）を記載してください。

(4) 見積書の無効

無効となる見積書は、焼津市随意契約見積心得に定めるところによる。なお、参加資格があることを確認された者であっても、その後に焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）に基づく入札参加資格停止措置を受けた者など入札参加資格のない者から提出された見積書は無効とする。

9 優先交渉権者の選定及び契約者の決定

本件見積合わせによる予定価格（総価）の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みした者を（以下「第一順位者」という。）を単価契約の交渉相手方とし、項目ごとの単価の交渉を実施する。予定価格（総価）の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みした者が2者以上あるときは、くじにより交渉の相手方を決定する。

交渉にあたっては、第一順位者の見積記載金額を上限として、全ての見積単価が本市の予定価格（単価）以下となるまで、協議を実施する。

交渉の結果、全ての項目の見積単価が予定価格（単価）以下となれば、当該見積者を契約の相手方として決定する。

交渉が不調に終わった時は、2番目に低い価格をもって申し込みをした者（以下第二順位者）という。）を次の交渉相手方として同様の交渉を行う。

契約単価は、整数を記載することとし、最終的な見積単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下がある場合には切り捨て）をもって契約額とする。

10 その他

(1) 見積書を提出しようとする者は、次のものを当市ホームページに掲載するので、精読したうえで参加すること。

- ① 焼津市随意契約見積心得
- ② 焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）
- ③ 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱

(2) 照会窓口は次のとおりとする。

焼津市総務部人事課職員厚生担当

焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎 4階

電話番号:054-626-2146

ファクシミリ:054-626-2185

Email:jinji@city.yaizu.lg.jp

(1) 当該競争見積合わせに係るスケジュール

項目	実施時期
参加資格確認申請書の提出期限	令和7年5月15日（木）
参加資格決定通知期限	令和7年5月20日（火）
参加資格決定通知を受けた者の不服申し立て期限	令和7年5月21日（水）

不服申し立て回答期限	令和7年5月22日（木）
仕様書・申請書等の入手期間	公告日の翌日～令和7年5月23日（金）
仕様書等に関する質問受付期限	令和7年5月21日（水）
質問回答期限	令和7年5月23日（金）
見積書の提出期限	令和7年5月29日（木）